令和 2 年 1 0 月 2 0 日 第 1 2 2 3 7 号

	1. 1 = 1 = -24 = -1.																	>IV	•
		0	の	0	0	0	覧	0	申	0	0		0	0	0			ir.	र्म
		随意契	完了	開 発 許	土地改	大規模	元	大規模	請	特定非	落札者		道路の	道 路 の	保安林				ð
		入約の相		可を受	良区役	小売店		小売店		非営利活	者等の決	_	供用開	区域変	の 指	_			Ц
		手方の		け た 開	員の退	舗の変		舗の新		動法人	決定	公	始	更	定施業要件	告	目	ļ	長く
		決定		発行為に	任届	更の届出		設に関す		の定款が		告】			$\mathcal{O}$	示】	次		
				に関する工		田の縦覧		,る 届 出 の		変更の認証					変更予定			幸	R E
_				事				縦		の								. <u>3</u>	<b>発</b> 亍
		会計課		建築指導課	耕地課	"		経営支援課		県民生活交	危機管理課		IJ	道路整備課	治山課		担当課	Į.	到 山 具
				B/K				B/K		通課	N/K			BAIX			(室)	7	3
																			目次
																			担当課(室)

# ◎岡山県告示第五百五十二号

(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する

令和二年十月二十日

予定である旨の通知が

あ

木 太

の図に示す部分に限る。)

指定施業要件の変更予定に係る保安林

保安林として指定された目的

水源の涵養

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めな

(2)(1)主伐として伐採をすることができる立木は、 当該立木の所在する市町

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の ものとする。

(3)間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の 伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間 及び

2

次のとおりとする。

図 及 び 「次のとおり」 は省 及び 関係書類を岡

見市役所に備え置い て縦覧に供する。)

# ◎岡山県告示第五百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 とおり変更する。 道路の区域を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の 日から二十日間 般の縦覧

に供する。

令和二年十月二十日

道路の種類 県道

岡山県知事

木

太

路 線 名 六条院東里庄線

三 道路の区域

	一九・六~	旧	一地内口市鴨方町六条院西字池ノ平一七四〇
10.11	一九・六~	新	一地内口市鴨方町六条院西字池ノ平一七四〇
(メートル) 長	(メートル)	別 新旧	区域

津山市下田邑字川東一一	区
一一七九番一地先か	域
新	別新旧
六 · · ·	(メートル)
,	- ル 員
<u></u>	(メートル)
九 •	ル ) 長

道路の種類

西一宮中北上線

四 九 • 〇	 五 · 九	旧	津山市下田邑字辻堂一一七八番四地先ま
	四 • 四 〈		ら 津山市下田邑字川東一一七九番一地先か
			で
	八・六		津山市下田邑字辻堂一一七八番四地先ま

# ◎岡山県告示第五百五十四号

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 道路の供用を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課において告示の 日から二十日間 般の縦覧

に供する。

令和二年十月二十日

-

岡山県知事 伊原木 隆 太

	県道	種 道 路 類 の
担 宮 中 宅 中 北	庄線 六条院東里	路 線 名
津山市下田邑字辻堂一一七八番四地先まで津山市下田邑字川東一一七九番一地先から	地内 浅口市鴨方町六条院西字池ノ平一七四〇番一	区間
月 二十日 十	一 月 四 日 十	年 用 用 財 始

年政令第三百七十二号)に基づき、 四六 九 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定し 特例を定める政令 (平成七

原

木

太

調達件名及び数量

通信機能強靱化事業災害オペ

レ

シ

彐

ン機能高度化業務

式

契約締結日から令和三年三月三十 日まで

契約に関する事務を担当する課等の 名称及び所在地

三

山市北区内山下二丁 Ħ

几 落札者を決定した日

令和二年十月七日

落札者の氏名及び

五

所

株式会社プロ

岡山市南区米倉四二—

六

落札金額

七

〇〇〇円

(うち消費税額及び地方消費税の額三、六○○、

〇〇〇円)

契約の相手方を決定した手続

般競争入札

八札公告日

八

令和二年八月二十八

匝 七  $\bigcirc$ 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第四 項の規定によ

次 のとおり特定非営利活動法 人の定款変更の認証の申請があった。

和二年十月二十日

太

申請に係る特定非営利活動法 人の

認定特定非営利活動法人サラブリ

三 代表者の氏名

兀 主たる事務所の所在地

加賀郡吉備中央町下加茂一 五〇六番地

五 定款に記載された目的

役目を終えたサラブレ

ッド

 $\mathcal{O}$ 

カンドキャリ

アを支援するため、

ニングを行うことで、 乗馬の普及、 奨励に関する事業、 馬との触れ合いを中心と

たセラピー事業を広く国民に対し行 社会教育の推進及び社会福祉

興ならびにスポ ッの 振興に寄与することを目的とする。

変更する事項

役員に関する事項及び会議に関する事項

(2)

匝 七 大規模小売店 語立地法 (平成十年法律第九十 第五条第三項の規定によ

次 0 小売店舗 新設に関する届 出に て、 縦覧に供す

き事項に て意見を有する者 を設置する者がそ 同法第  $\tilde{\mathcal{O}}$ 条第二項 辺  $\mathcal{O}$ 地域 0  $\mathcal{O}$ 対規定に 生活環境 より、 0 保持  $\mathcal{O}$ 

和二年十月二十日

日までに知事

意見書を提出することができる。

山 [県知

木

太

出事項

(仮称)

プ矢掛店

矢掛宿場

Ô

青空市

大規模 小売店舗の名称及び所在

所在 地 小田郡矢掛町 本堀字下  $\bigcirc$ 番 ほ

名称、 住所及び代表者 氏

(1) 晴 れ 国岡 山農業協同組合

住所 **倉敷市玉島八島一** 五一〇番

代表者の氏名 代表理事

株式会社 A ¬ - プ西日本

住所 広島県広島市 西区草津港二丁目六番五〇号

代表者の氏名

代表取締役

草場

大規模小売店舗に おい て小売業を行 う者 名称、 所 及び代表者の

(1) 名称 晴 れ  $\mathcal{O}$ 玉 Щ 農業協同組合

住所 **倉敷市玉島八島一五一○番地** 

代表者 の氏名 代表理事 均

(2)株式会社 A ¬ プ 西

住所

広島県広島市

西区草津港二丁目六番五〇号

代表者の氏名 代表取締 草場

大規模小売店舗の 新設 をする

令和三年五月三十一

5 大規模小売店舗内  $\mathcal{O}$ 面

千六百九十六平方

6  $\mathcal{O}$ 配置に関する事項

- (1) 0 八十台
- (2)0
- (3)き施設の面積 百三十六平方メー
- 大規模小売店舗の施設 運営方法に関する事項

(4)

廃棄物等の保管施設

の容量

五立方メー

ル

- (1)
- A 棟 大規模小売店舗にお (矢掛宿場の青空市「きらり」) て小売業を行う者の開店時 午前
- コープ矢掛店) 午前八時
- (2)大規模小売店舗におい 棟 (矢掛宿場の青空市 て小売業を行う者の閉店時 「きらり」) 午後六時
- ((仮称) コー - プ矢掛店) 午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(3)

- 午前七時三十分から午後九時三十分まで
- (4)駐車場の自動車の出入口の数
- (5)荷さばき施設一 荷さばき施設に 及び二 おい て荷さばきを行うことができる時 午前六時から午後九時

荷さばき施設三 午前六時から午前九時

届出年月日

和二年九月三十日

覧の期間及び場所

縦覧の 令和二年十月二十 期間 カ ら令和三年二月二十二日まで

1

2 縦覧の 場所

山県産業労働部経営支援課及び矢掛町産業観光課

3

変更事項

匝 する同法第五条第三項の 七 二〕大規模小売店舗立地法 規定により、 (平成十年法律第九十一号) 次の大規模小売店舗の変更の届出に 第六条第三項に 9 V お て、 て準

配慮すべき事項に この公告に係る大規模 · つ に意見書を提出することができる て意見を有する者 小売店舗 を設置する者がその 同法第八 周 辺  $\mathcal{O}$ 地域 項  $\hat{\mathcal{O}}$  $\mathcal{O}$ 対規定に 生活環 より  $\mathcal{O}$ 保

令和二年十月二十日

岡山県知事伊原木

太

届出事項の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地

中称 イーストランド

所在地 津山市川崎一四七番

届出者の名称、住所及び代表者の氏

2

名称 株式会社三和

住所 津山市川崎一四七番

代表者の氏名 代表取締役 日笠 晴夫

(変更前)

大規模小売店

舖

お

11

て小売業を行う者

 $\bar{O}$ 

名称、

住所及び代表者の

(1) 名称 株式会社エディオン

住所 東京都千代田区外神田一丁目九番一四号

代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

② 名称 株式会社バッカス

上所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松尾 辰男

(変更後)

(1) 名称 株式会社エディオ

住所 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一八

代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

(2) 名称 株式会社バッカス

津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 三村 弘光

変更年月日

平成二十三年六月二十九日

届出年月日 令和二年十月二日

縦覧の期間及び場所

縦覧の期間

令和二年十月二十日から令和三年二月二十二日まで

2

岡山県産業労働部経営支援課

[四七三] 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定によ

土地改良区役員の退任の届出があった。

令和二年十月二十日

岡山県知事

原 木

太

土地改良区の名称

里山田土地改良区

退任役員

退任役員

池 田 氏 道孝

住

所

小田郡矢掛町里山田一五九〇

事の別

回七 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和二年十月二十日

 岡山県知事
 伊 原 木
 隆

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

総社市宿字田中一七三九-

一七三九

五

倉敷市福田町古新田五二—一五グーズベ

アイ二〇三

許可番号

 $\equiv$ 

岡山県指令建指第一七四日

とおり契約の 四七 政令第三百七十二号。 五 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の 相手方を決定した。 以下 「政令」 に基づき、 特定調達契約につき、 特例を定める政令 (平成七

令和二年十月二十日

岡山県知事 伊原木 隆

太

一特定役務の名称

○七節(賃金)削除に伴う統合財務会計システム改修業務

一妻糸其間

契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

日

から令和三年九月三十日まで

三

岡山県出納局会計課

契約の相手方を決定した日

山市北区内山下二丁目

匹

[番六号

几

令和二年九月二十三日

契約の相手方の氏名及び住所

五

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国

岡山県岡山市北区表町一丁目五番一号

六 契約金額

〇 五 、 〇〇〇円 (うち消費税額及び地方消費税の 四五五、 〇〇〇円)

七 契約の相手方を決定した手続 (契約方法)

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため